一般社団法人 広島県臨床検査技師会

組織運営規程

平成４年５月１日制定

第１章　　総 則

（総　則）

第１条　この規程は、一般社団法人広島県臨床検査技師会（以下「会」という）の適法かつ効率的な運営を図るため、、会の組織及びその他必要な事項について定めることを目的とする。

（適　用）

第２条　本会の組織及び運営は、定款に定めのない事項については、この規程による。

第２章　　常務理事会及び理事会

第１節　常務理事会

（常務理事会）

第３条　本会は、会務の常務執行機関として、常務理事会を置く。

（定　義）

第４条　この規程で常務とは、次の各号に定めるものをいう。

(1) 日常の定型的な事務

(2) 理事会の議決を要しない恒常的な事務

(3) 理事会の議決により、常務執行機関が処理することとした事務

(4) 前３号の他、緊急に処理を要すると認められた事務

（構　成）

第５条　常務理事会は、会長、副会長及び常務理事（以下、「構成員」という）をもって構成する。

2　常務理事の定数（会長､副会長である理事は除く）は６名以内とする。

3　構成員は、理事会において選定するものとする。

（運　営）

第６条　常務理事会は、原則として毎月１回開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたとき又は常務理事の３分の１以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったときは、随時開催することができる。

2　常務理事会は、会長が招集する。

3　常務理事会を招集するには、会日の５日前までに構成員に書面又は電磁的記録をもって通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときはその期間を短縮することができる。

4　前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を示すものとする。

5　常務理事会の議長は、会長とする。

6　議事は、構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数で決する。なお、可否同数のときは議長がこれを決する。

7　常務理事会の議事については議事録を作成し、会長及び出席構成員の 1 名がこれに署名押印する。

（審議事項）

第 7 条　常務理事会の審議事項は、次のとおりとする。

(1) 日常の定型的な事務に関する事項

(2) 理事会に付議すべき事項

(3) 委員会に付議すべき事項

(4) 会長から付託された事項

(5) 理事会から付託された事項

第 2 節　理事会

（理事会）

第 8 条　本会は、会務の執行機関として理事会を置く。

（構　成）

第 9 条　理事会は、理事をもって構成する。ただし、必要に応じ、理事以外の会員の出席を求め、意見を聞くことができる。

2　理事の定数（会長、副会長である理事は除く）は 18 名以上 23 名以内とする。

3　理事は、定款第 12 条第 3 項及び役員候補者選出規程により、総会の決議によって選任する。

（運　営）

第 10 条　理事会は、毎事業年度 4 回開催するほか、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から、会長に対して理事会の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が理事会を招集したとき

(4) 定款第 14 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

（理事会運営規程）

第 11 条　理事会の運営に関して必要な事項は、定款第 34 条から第 43 条の規程によるほか、別に定める理事会運営規程による。

第 3 章　　部局と委員会

第 1 節　部　局

（設　置）

第 12 条　本会は、第 3 条に定める会務の所轄執行機関として、次の部局を置く。

(1) 事務局

(2) 学術部

(3) 経理部

(4) 渉外法規部

(5) 組織調査部

(6) 広報部

（部長及び局長）

第 13 条　前条の部局にそれぞれ部長、局長を置く。

2　部長及び局長は、その属する部局につき業務を総理する。

3　各部長及び局長は、会長が指名する常務理事がこれにあたる。

（所轄事務の執行）

第 14 条　各部局は、決議機関である理事会及び常務理事会の決定を尊重し、事務を協力して行うものとし、次のとおり所轄事務を執行する。

(1) 執行にあたっては、所轄事務の達成と予算の適正な執行に努める。

(2) 事務の執行は、常務理事及び関連する部門との意思の疎通を図ってすすめる。

(3) 職務の執行については、会長に報告する。

（運　営）

第 15 条　各部局の運営については、別に定める運営規程による。

（事務局）

第 16 条　事務局においては､次の業務を司る。

(1) 事務所及び什器備品の管理に関する事項

(2) 会長印､その他会印の管守に関する事項

(3) 定款､細則及び諸規程の管理に関する事項

(4) 文書（ファクシミリ及び電子メール等による文書を含む）の収受発送及び整理保存

(5) 会議及びこれに基づく議事録の事務事項に関する事項

(6) 会務の報告に関する事項

(7) 社団法人日本臨床衛生検査技師会及び他団体に関する事項

(8) 会員管理に関する事項

(9) 入会金及び会費の徴収に関する事項

(10) 事務職員に関する事項

(11) ウエブサイトに関する事項

(12) その他会務に必要な事務的補助に関する事項

（学術部）

第 17 条　学術部においては､次の業務を司る。

(1) 検査研究部門に関する事項
(2) 学術研究調査に関する事項
(3) 講習会、研修会等に関する事項
(4) 学術他団体との交流に関する事項
(5) 学会企画運営に関する事項
(6) 精度管理運営事業に関する事項
(7) 生涯教育研修事業に関する事項
(8) その他学術に関する事項

(経理部)

第 18 条　経理部においては、次の業務を司る。
(1) 会計簿の作成及び保持に関する事項
(2) 現金の保管出納に関する事項
(3) 財政の確立に関する事項
(4) 年度収支予算の編成及び収支決算書作成に関する事項
(5) 備品に関する事項
(6) 社団法人日本臨床衛生検査技師会その他の団体との会計事務に関する事項
(7) その他会計に関する事項

(渉外法規部)

第 19 条　渉外法規部においては、次の業務を司る。
(1) 公益事業に関する事項
(2) 関連団体との連携に関する事項
(3) 啓発宣伝に関する事項
(4) 関係法規に関する事項
(5) 医療事故及び検査苦情に関する事項
(6) 教育機関に関する事項
(7) 会員の待遇改善に関する事項
(8) 無料職業紹介に関する事項
(9) その他渉外、法規、厚生に関する事項

(組織調査部)

第 20 条　組織調査部においては、次の業務を司る。
(1) 会員の資質向上に関する事項
(2) 地域活動に関する事項
(3) 組織強化に関する事項
(4) 教育機関への入学及び卒後対策に関する事項
(5) 会員親睦、リクリエーション及び福利厚生に関する事項

(6) 国際交流事業に関する事項
(7) その他組織調査に関する事項

(広報部)

第 21 条　広報部においては、次の業務を司る。
(1) 広報誌及び学術誌の編集、発刊に関する事項
(2) 編集委員会に関する事項
(3) 内外文献に関する事項
(4) その他刊行物に関する事項

第 2 節　　委員会

(設　置)

第 22 条　この会は、定款第 44 条の定めるところにより、次の委員会を置く。
(1) 役員推薦委員会（事務局）
(2) 情報システム委員会（事務局）
(3) 表彰審査委員会（渉外法規部）
(4) 学会企画委員会（学術部）
(5) 精度管理委員会（学術部）
(6) 臨床検査データ標準化委員会（学術部）
(7) 生涯教育研修委員会（学術部）
(8) 学術誌編集委員会（学術部）
(9) 専門委員会（会長）

(役員推薦委員会)

第 23 条　役員推薦委員会は、定款第 12 条及び役員候補者選出規程第 8 条に定める役員候補者の選出を行い、その結果を総会に報告する。
2　役員推薦委員会は、事務局に属する。
3　委員の選任、委員会の構成及び運営等については、別に定める役員候補者選出規程による。

(情報システム委員会)

第 24 条　情報システム委員会は、本会の活動における電子情報取り扱いのセキュリティ全般及び電子情報を扱う PC 等の機器の円滑な運用を支援し、ウエブサイト運用を中心に広く広報活動及び会員相互のコミュニケーションを推進する。
2　情報システム委員会は、事務局に属する。
3　委員の選任、委員会の構成及び運営等については、別に定める情報システム委員会細則による。

(表彰審査委員会)

第 25 条　表彰審査委員会は、本会が行う表彰について、被表彰者の審査を行う。
2　表彰審査委員会は、渉外法規部に属する。
3　委員の選任、委員会の構成及び運営等については、別に定める表彰規程による。

（学会企画委員会）

第 26 条　学会企画委員会は、広島県医学検査学会の企画運営を行う。

2　学会企画委員会は、学術部に属する。

3　委員の選任、委員会の構成及び運営等については、別に定める学会運営規程による。

（精度管理委員会）

第 27 条　精度管理委員会は、本会及び関係団体が行う臨床検査に関する精度管理事業の円滑な運営を推進するための事業を行う。

2　精度管理委員会は、学術部に属する。

3　委員の選任、委員会の構成及び運営等については、別に定める精度管理委員会細則による。

（臨床検査データ標準化委員会）

第 28 条 臨床検査データ標準化委員会は、精確さに基づく地域検査室のデータ管理・維持・啓蒙活動(広島県内で実施する精標準化事業の報告会)や個々の施設の技術的なサポート及び是正指導等を行う。

2　委員の選任、委員会の構成及び運営等については、別に定める臨床検査データ標準化委員会細則による。

（生涯教育研修委員会）

第 29 条　生涯教育研修委員会は、本会が行う生涯教育に関する研修会及び講習会等の管理運営を行う。

2　生涯教育研修委員会は、学術部に属する。

3　委員の選任、委員会の構成及び運営等については、別に定める生涯教育研修委員会細則による。

（学術誌編集委員会）

第 30 条　学術誌編集委員会は、本会が行う学術活動に関する研究論文及び学術誌の編集に関わる事業、学術誌発行を行う。

2　学術誌編集委員会は、学術部に属する。

3　委員の選任､委員会の構成及び運営等については､別に定める学術誌編集委員会細則による。

（専門委員会）

第 31 条　専門委員会は、会長の諮問事項を調査し、その結果を答申する。

2　専門委員は会長が委嘱し、委員長は委員の互選とする。

3　専門委員会の構成及び運営は、理事会で定める。

（その他の委員会）

第 32 条　本会は、必要がある場合には、理事会の議決を経て、特定の事項を行うための委員会を設けることができる。

2　前項の委員会につき必要な事項は、理事会で定める。

第 4 章　　地区の運営

第 1 節　地　区

（地　区）
第 33 条　本会は、会の組織強化及び会員との連絡調整を図るため、地区を設ける。
2　地区とは、理事会において各行政区画に基づいて県内を適宜区分し、それぞれ名称を定めた区域をいう。
3　前項の区域内の施設に勤務する会員は、当該施設の所在地を管轄する地区に所属するものとする。自宅会員は居住地を管轄する地区に所属するものとする
4　第 2 項の各地区の地域は、別に定める組織調査部運営規程第 4 条の区分とする。
（地区役員）
第 34 条　前条に基づいて区分した各地区に、地区理事及び地区委員を置く。
2　地区理事は、担当地区の事業を統括し、地区会務の運営を円滑に推進させるために地区委員と所管事項について協議連絡を密にするよう努める。
3　地区委員は、その地区を代表して地区理事を補佐し、地区活動の推進に努めるとともに、地区間並びに各業務担当理事と相互に連絡を密にするよう努める。
（組織調査部運営規程）
第 35 条　地区の運営についてこの規程に定めのない事項については、組織調査部運営規程によるものとする。
第 2 節　施設連絡責任者
（施設連絡責任者）
第 36 条　本会は、会員との円滑な連絡調整、情報の周知徹底及び施設間の情報共有を図るため、各施設に施設連絡責任者 1 名を置くこととする。
2　施設連絡責任者は次の事項に関する業務を行う。
（1）本会への入会促進
（2）会費の納入
（3）本会と会員間の諸通信連絡
3　施設連絡責任者の選任に関して必要な事項については、理事会で定める。
（施設連絡責任者会議）
第 37 条　施設連絡責任者会議は、施設連絡責任者で組織する。
2　会議は原則として年一回開催するほか、必要がある場合に開催することができる。
3　会議の構成、運営等については、理事会で定めるものとする。
第 5 章　　助成金及び活動費
（地区活動助成金）
第 38 条　本会は、各地区に対し、地区活動助成金として、理事会で承認された額を年度初めに各地区理事に支給する。
2　支給に関する手続きについては、理事会で定めるものとする。
（検査研究部門活動費）
第 39 条　本会は、学術部運営規程第 4 条及び検査研究部門細則第 4 条に定める各検査研究部門に対し、検査研究部門活動費として、理事会で承認された額を年度初めに各部門長に支給する。
2　支給に関する手続きについては、理事会で定めるものとする。
（会計監査）
第 40 条　各地区理事及び各部門長は、年度末に経理部による会計監査を受けなければならない。
第 6 章　雑　則
（規程の変更等）

第 41 条　この規程に定めのない事項については、理事会の定めるところによる。
2　この規程は､理事会の議決を経なければ変更することはできない。

附 則
この規程は、平成４年７月１日から施行する。
平成　７年　３月１１日 一部改正
平成　７年１１月１１日 一部改正
平成　８年　３月２３日 一部改正
平成　９年　３月　９日 一部改正
平成１２年　４月１５日 一部改正
平成１２年　７月２９日 一部改正
平成１２年１０月１４日 一部改正
平成１３年　７月２８日 一部改正
平成１５年１０月２５日 一部改正
平成１９年　４月　１日 一部改正
平成２４年４月１日一部改正
平成２６年４月１日一部改正
平成３０年４月１２日一部改正